

# 社会福祉法人 宮若市社会福祉協議会 定款施行細則

平成 18 年 2 月 1 日施行

平成 21 年 12 月 21 日改正

平成 27 年 12 月 22 日改正

平成 28 年 12 月 19 日改正

(目的)

第 1 条 この細則は社会福祉法人宮若市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第 48 条の規定に基づき、定款の施行に関し、必要な事項を定める。

(事業規定)

第 2 条 定款第 2 条に規定する事業を行うために必要な規程は、理事会において定める。

(委員会の設置)

第 3 条 定款第 33 条の規定により本会の運営・事業を推進するに当たり、専門委員会を設置する。

2 専門的研究と実践活動を促進するために会長が必要に応じて、特別委員会を設置することができる。

(専門委員会の構成)

第 4 条 委員会は、会長及び常務理事を除く理事、評議員、福祉関係者をもって構成し、会長が理事会、評議員会に諮って選任する。

(委員会の種類)

第 5 条 第 3 条第 1 項に基づき設置する専門委員会は、次のとおりとする。

- (1) 事業委員会
- (2) 苦情処理委員会
- (3) ボランティアセンター運営委員会

2 各委員会では、必要に応じて、部会を設置することができる。

3 委員会運営についての細則は、委員会において定める。

(専門委員会の所管)

第 6 条 各委員会の所管事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業委員会
  - ・地域福祉推進のための調査、研究、企画に関すること
  - ・高齢者、障がいを抱えている児・者、児童、低所得者等の支援にかかる調査、研究、企画に関すること。
  - ・受託事業に関すること
  - ・各種福祉団体の育成援助に関すること。
  - ・その他関連事項に関すること。

(2) 苦情処理委員会

- ・介護保険、受託事業、その他各種事業の苦情の受付、把握、解決処理に関すること

(3) ボランティアセンター運営委員会

- ・ボランティアセンターの運営に関すること
- ・ボランティアの育成、組織化、活動の効果的展開に関する調査・研究、企画に関すること。
- ・ボランティア活動の基盤整備に関すること。
- ・その他関連事項に関すること。

(会長等の議決権)

第7条 会長は、いずれの委員会にも出席し発言できるが、議決権はないものとする。

(理事会への報告)

第8条 委員会は、理事会において、必要あるときは委員会報告をしなければならない。

(運用財産の種類)

第9条 定款第35条第3項に規定するその他の財産は、次の各号に掲げるものからなる。

- (1) 財産目録記載の財産
- (2) 補助金、交付金及び委託金
- (3) 会費
- (4) 寄付金
- (5) 資産から生ずる収益金
- (6) その他の収入

(諸規程)

第10条 本会の事務を処理するための、規則、規程は理事会において定める。但し、法令及び定款に別段の定めがある場合を除く。

(雑則)

第11条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この細則は、平成18年2月1日から施行する。

この細則は、平成22年2月1日から施行する。

この細則は、平成22年2月1日から施行する。

この細則は、平成29年4月1日から施行する。